

青森県報

号外第七十四号

令和八年
七月二十九日
(水曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

○東部海区管内におけるさけはえなわ漁業の操業の禁止……(事務局) ……一

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、サケを目的とするはえなわ漁業について、次のとおり操業を禁止する。

令和八年七月二十九日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

一 海域

青森県東部海区管内沖合海域

二 期間

令和八年八月一日から令和九年二月末日まで

三 対象者

総トン数十トン未満の動力漁船を使用して操業する者。ただし、調査を目的として、地方独立行政法人青森県産業技術センター内水面研究所の委託を受けて、さけはえなわ試験操業をする者を除く。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県号

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭